

令和4年度埼玉県南西部地域における地域住民の防災意識啓発事業
業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務名

令和4年度埼玉県南西部地域における地域住民の防災意識啓発事業業務委託

2 対象地域

朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

3 委託業務の目的

埼玉県南西部地域は全体で約73万人の人口を有し、都市部のベッドタウンとして発展してきた。現在もなお人口増加が続いているが、その内訳を見ると社会増によるところが大きく、中でも東京都特別区部からの転入が多いのが特徴である。

このことから、地域コミュニティへの参画や定着が弱く、災害時の自助・共助の基盤が薄いということが課題となっている。

南西部地域内は荒川、新河岸川、黒目川などをはじめとして河川が多く存在することから、水害に対するリスクが高いエリアと言える。地域内市町のハザードマップでも、川沿いを中心に早期立退きが必要なエリアも設定されている。また、今後発生する可能性がある大規模地震等への備えも強化する必要がある。

こうした背景から、地域での「自助」「共助」の取組を強化し、地域防災力の向上を図ることにより安心安全な魅力ある地域づくりを推進する。

また、本事業をきっかけとして、令和5年度以降は自治体からの支出に依存せず地域防災力の強化につながる取組が南西部地域内で継続することを目指す。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

5 事業の概要

埼玉県南西部地域振興センター（以下「南西部センター」という。）管内の7市町（朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町）を対象地域として、地域住民への防災に関する意識啓発事業を実施する。事業はショッピングモールや地域住民が日常的に訪れる場所（公園、駅周辺スペース等）で行うものとし、次のエリアで各1回以上実施する。

- ・ エリア1：朝霞市、志木市、和光市、新座市
- ・ エリア2：富士見市、ふじみ野市、三芳町

6 委託内容

- （1）意識啓発事業の企画
- （2）意識啓発事業の準備・事前広報

- (3) 意識啓発事業の実施
- (4) 意識啓発事業の次年度以降継続のための検討
- (5) 会議への参加

《委託内容詳細》

(1) 意識啓発事業の企画

南西部センター及び関係市町と受託者間で、開催時期や場所の調整を行い、事業全体のスケジュール設定を行う。

企画内容は、下記のア～エの事項に沿ったものとする。

- ア 参加者が防災に関する「自助」「共助」の取組の重要性を理解し、実際に行動へ移すことのきっかけとなるよう工夫すること。
- イ 集客を見込めるコンテンツを設けること。
- ウ 会場に来た子どもでも防災に興味・関心を持てるよう工夫すること。
- エ 開催場所には、南西部センターや関係市町が防災関連情報などを紹介できるスペースを設置すること。

例) ・パネル展示（防災に関わるパンフレット、ポスター及び防災グッズ、救助用品の展示等）

- ・地域の自主防災組織等の加入相談
- ・クイズ・抽選会コーナー
- ・国や関係機関の事業紹介（パネル展示や啓発物の配布）
- ・体験コーナー（ICT技術を活用した災害体験など）
- ・ステージイベント（被災経験者による講和・対象地域PR大使による啓発イベントなど）
- ・消防車両等の展示

なお、企画内容については、南西部センターや関係市町との意見交換を行い、関係者の意見を可能な範囲内で反映させ、合意を得ること。

会場の選定にあたっては、南西部センター及び関係市町と協力の上、ショッピングモールや公園など、日頃から幅広い世代の住民が多く来訪する場所を優先的に検討し決定すること。

南西部センター及び関係市町は、会場等の選定に協力する。

受託者は会場の管理者等に対し、必要な交渉・調整を行うこと。

(2) 意識啓発事業の準備・事前広報

事業実施マニュアルやイベント会場配置図等を作成し、あらかじめ南西部センターの確認を受けること。

事業開催周知のためのチラシやポスター等を作成し、開催の周知を行う。

企画提案においては、実施予定の広報（媒体や数量等）を提示すること。

実際に実施する広報や制作物は、南西部センターと協議の上決定する。

なお、事務局（県及び受託者）スタッフ、出展者、参加者を対象としたイベント保険の加入手続きをすること。

(3) 意識啓発事業の実施

事業は原則としてショッピングモール等に来た住民が気軽に参加できる形式とする。(新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、必要に応じて事前予約制をとることも南西部センターと検討する。)

事業実施に必要なとなる役務の提供(警備、ごみ処理等を含む)、物品の準備等に係る経費も委託料に含むものとする。

会場(ショッピングモール等)の管理者等に対し、実施にあたって必要な調整を行うこと。

企画提案においては、目標とする参加者数を示すこと。

雨天の場合の対応については、南西部センターと協議の上決定する。

参加者に対して、イベント参加の効果などアンケート調査を実施する。アンケート調査の内容は、南西部センターと協議の上決定する。

(4) 意識啓発事業の次年度以降継続のための検討

意識啓発事業実施に伴う新規顧客獲得の期待値やPR効果等を踏まえ、次年度以降は自治体からの支出に依らない実施主体による自立・持続的な事業実施に向けた検討を行い、その可否や条件等を「実施結果報告書」に記載すること。

(5) 会議への参加

受託者は、南西部センターが開催する会議(月1回程度の開催予定)に参加し、事業に関する意見交換等を行う。

受託者は上記に掲げる各業務を実施するに当たり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

企画提案に当たっては、全体のスケジュールを提示(南西部センターへの進捗状況報告のタイミング等も含む)し、実施するそれぞれの企画の目的及び効果について、数値等を用いるなど具体的に説明を行うこと。

本業務に関する費用は全て受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。

業務実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮すること。

7 事業実施に必要な体制の整備

受託者は、事業を効果的に行うために、実施しようとする事業について専門的な知識を有する次に掲げるものを配置する。(共同企業体の構成企業は、本事業を共同連帯して実施すること。)

(1) 統括責任者の配置

ア 本事業全体管理

(2) プロジェクトマネージャーの配置

ア 事業の企画及び実施に関する管理

イ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整

(3) 主担当者の配置

ア 参加者が防災に興味を持てるようなイベント企画

イ その他事業の実施に必要な事務

受託者は、事業実施にあたっての統括責任者を選任し南西部センターに報告すること。

また、本事業又は関係者等からの苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。

8 事業実施計画書の策定、履行状況の確認

受託者は、各委託内容のスケジュール等について、本仕様書をもとに南西部センターと事前に協議の上で「事業実施計画書」を策定し、南西部センターの承認を受けること。

南西部センターは、下記8の「事業実施状況報告書」等を踏まえ、「事業実施計画書」の履行状況を確認し、受託者に対して指導等を行う。

9 事業実施状況報告書

受託者は、隔週「事業実施状況報告書」を作成し、翌週中に南西部センターに報告すること。

10 改善指示及び事業改善計画書

南西部センターは、受託者が適切な対応等を実施していないと認めるときは、受託者に対して、必要な措置を直ちに講ずるよう指示するとともに、必要に応じて「事業改善計画書」を提出させる。受託者は、南西部センターの指示又は事業改善計画書を踏まえ、速やかに適切な改善を図ること。

11 実施結果報告書

受託者は、委託事業が終了したときは、その日から起算して30日以内または3月15日のいずれか早い日までに、実施事業の具体的内容及び成果等について記載した「実施結果報告書」を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

12 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。